二　当該農地のうちに農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　当該農地又は採草放牧地のうちに都市営農農地等がある場合には、当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し

第二十三条の七第二十六項中「（同条第二項第四号に規定する都市営農農地等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三十項中「を耕作して」を「（同項第一号に規定する耕作をして」に、「耕作する」を「当該耕作をする」に改め、同条第四十二項第二号中「書類」の下に「（当該異動により農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地に該当することとなつた農地がある場合には、当該書類及び当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類）」を加え、同条第四十五項中「第四十条の七第七十二項」を「第四十条の七第七十一項」に改める。

第二十三条の八第三項第七号を次のように改める。

七　前号の特例農地等の地目、面積、その所在場所及び次に掲げる当該特例農地等の別その他の明細並びに当該特例農地等の法第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格及びこれを基準として計算した当該特例農地等の価額を記載した書類

イ　法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等（以下この条において「都市営農農地等」という。）である特例農地等

ロ　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区（次号ハにおいて「生産緑地地区」という。）内にある特例農地等（イに掲げるものを除く。）

ハ　法第七十条の六第六項第二号ロに規定する市街化区域内農地等（ニ及び次号ハにおいて「市街化区域内農地等」という。）である特例農地等（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　市街化区域内農地等以外の特例農地等

第二十三条の八第三項第十号中「第四十条の七第四十一項」を「第四十条の七第四十項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十条の七第三十六項」を「第四十条の七第三十五項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十条の七第三十二項」を「第四十条の七第三十一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第六号の特例農地等のうちに次に掲げる特例農地等がある場合には、それぞれ次に定める書類

イ　農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地　当該農地が同法第四十三条第二項に規定する農作物栽培高度化施設（第三十二項第二号において「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ　都市営農農地等　当該都市営農農地等が法第七十条の六第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地の市長又は特別区の区長の書類の写し

ハ　市街化区域内農地等（相続又は遺贈により当該特例農地等の取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人が有するものに限り、生産緑地地区内にあるものを除く。）　当該市街化区域内農地等が前号ハに掲げる特例農地等であることを証する当該市街化区域内農地等の所在地の市町村長の書類

ニ　法第七十条の六第一項に規定する準農地　前項に規定する市町村長の書類

第二十三条の八第六項中「第四十条の七第十九項」を「第四十条の七第十八項」に、「第四十条の七第三十七項」を「第四十条の七第三十六項」に改め、同条第七項及び第八項中「第四十条の七第二十項第二号」を「第四十条の七第十九項第二号」に改め、同条第九項中「第四十条の七第二十二項第三号」を「第四十条の七第十九項第三号」に改め、同条第十項中「第四十条の七第二十三項」を「第四十条の七第二十一項第三号」に改め、同条第十二項中「第四十条の七第二十五項」を「第四十条の七第二十二項」に改め、同条第十三項中「第四十条の七第二十五項」を「第四十条の七第二十四項」に改め、同条第十四項中「あるのは「同条第十一項」を「あるのは「同条第十項」に改め、同条第十五項中「第四十条の七第二十六項」を「第四十条の七第二十五項」に改め、同条第十六項中「第四十条の七第二十八項」を「第四十条の七第二十七項」に改め、同条第十七項中「第四十条の七第三十項」を「第四十条の七第二十九項」に、「農地等」を「特例農地等」に、「農地又は」を「農地（農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十九項において同じ。）又は」に、「第四十条の七第三十四項」を「第四十条の七第三十三項」に改め、同条第十八項中「第二十三条の七第二十三項第三号」を「第二十三条の七第二十三項第一号ハ」に改め、同条第十九項中「同項第三号」を「同項第一号ハ」に改め、同条第二十項中「法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等（次項において「都市営農農地等」という。）又は同条第二項第三号」を「都市営農農地等又は法第七十条の四第二項第三号」に、「同条第一項」を「法第七十条の六第一項」に、「若しくは」を「又は」に、「法第七十条の六第二十一項」を「同条第二十一項」に、「第二十三条の七第二十五項第三号」を「第二十三条の七第二十五項第一号ハ」に、「同項第四号」を「同号ニ」に改め、同条第二十二項中「第四十条の七第四十四項」を「第四十条の七第四十三項」に、「第四十条の七第七十二項」を「第四十条の七第四十項」に改め、同条第二十四項中「第四十条の七第五十項」を「第四十条の七第四十九項」に、「第四十条の七第七十二項第二号」を「第四十条の七第七十一項第二号」に改め、同条第二十六項中「第四十条の七第五十項」を「第四十条の七第四十九項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の七第五十二項」を「第四十条の七第五十一項」に改め、同条第二十八項中「第四十条の七第五十七項」に、「第四十条の七第五十六項」を「第四十条の七第五十五項」に、「第四十条の七第五十七項第一号」を「第四十条の七第五十六項第一号」に、「第四十条の七第五十七項第二号」を「第四十条の七第五十六項第二号」に、「第四十条の七第五十六項第三号」を「第四十条の七第五十五項第三号」に改め、同条第二十九項中「第四十条の七第五十八項」を「第四十条の七第五十七項」に、「第四十条の七第五十七項第一号」を「第四十条の七第五十六項第一号」に、「第四十条の七第五十七項第二号」を「第四十条の七第五十六項第二号」に、「第四十条の七第五十七項第三号」を「第四十条の七第五十六項第三号」に改め、同条第二十九項中「第四十条の七第五十八項第一号イ」を「第四十条の七第五十七項第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十条の七第五十九項の」を「第四十条の七第五十八項の」に改め、同号イ中「第四十条の七第五十九項第一号」を「第四十条の七第五十八項第一号」に改め、同号ハ及び同項第二号中「第四十条の七第五十九項」を「第四十条の七第五十八項」に改め、同条第三十項中「第四十条の七第五十九項第一号ロ」を「第四十条の七第五十八項第一号ロ」に改め、同条第三十一項中「第四十条の七第六十項」を「第四十条の七第五十九項」に改め、同条第三十二項中「第四十条の七第六十四項」を「第四十条の七第六十三項」に改め、同項第二号中「書類」の下に「（当該異動により農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地に該当することとなつた特例農地等がある場合には、当該書類及び当該特例農地等が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該特例農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類）」を加え、同項第三号中「第四十条の七第六十四項第六号」を「第四十条の七第六十三項第六号」に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同条第三十五項中「第四十条の七第七十一項」を「第四十条の七第七十三項第一号」に改め、同条第三十七項中「第四十条の七第七十三項」を「第七十三項」に改める。